

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年8月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300044号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300072号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月25日の標準賞与額を59万1,000円、平成28年12月22日の標準賞与額を59万6,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日及び平成28年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年12月25日及び平成28年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月25日
② 平成28年12月22日

私が、A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る賞与の記録がない。
預金通帳の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに請求期間①及び②に係る同僚の賞与明細書により、請求者は、平成27年12月25日及び平成28年12月22日にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与からそれぞれ厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者の上記預金通帳の写し及び同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は59万1,000円、請求期間②は59万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該期間の賞与に係る届出及び保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。